

■ 令和3年4月1日 電気通信主任技術者試験制度改正に関する Q&A

- Q1 「専門的能力」だけを残し、ほかの3科目を科目合格等で試験免除される者は、令和3年4月1日以降、どのように扱われますか？
- A1 該当する方は、科目合格の有効期間内に当協会へ全科目免除申請を行い、審査の結果、全科目免除が認められれば、「試験免除通知書」により合格の通知を受けることができます。
なお、資格者証の交付申請は、「試験免除通知書」に記載された合格の日から3か月以内に、同通知書に記載されている総務省の地方総合通信局又は沖縄総合通信事務所に対して行ってください。
- Q2 令和3年2月に全科目免除申請を行った場合、合格の通知はいつなされますか？
- A2 令和3年2月以降に受け付けた全科目免除申請であって、審査の結果、全科目免除が認められた方に対しては、同年4月1日以降の日を合格の日として記載した「試験免除通知書」により合格の通知をいたします。
なお、資格者証の交付申請は、「試験免除通知書」に記載された合格の日から3か月以内に、同通知書に記載されている総務省の地方総合通信局又は沖縄総合通信事務所に対して行ってください。
- Q3 「伝送交換設備及び設備管理」、「線路設備及び設備管理」の内容に変更はありますか？
- A3 「専門的能力」が廃止され、「専門的能力」のうち、伝送交換主任技術者資格者証に係るものの一部が「伝送交換設備の概要」に、線路主任技術者資格者証に係るものの一部が「線路設備の概要」にそれぞれ吸収されます。
また、「伝送交換設備及び設備管理」における新たな区分として「ソフトウェア管理」が追加されます。
これらにより、「伝送交換設備及び設備管理」、「線路設備及び設備管理」の各設問数は40問から60問へ、各試験時間は100分から150分へそれぞれ変更になります。
- Q4 「線路設備及び設備管理」には、「ソフトウェア管理」の追加はなされませんが、設問数及び試験時間はどうなりますか？
- A4 「線路設備及び設備管理」の設問数は40問から60問へ、試験時間は100分から150分へそれぞれ変更になります。
- Q5 令和3年3月以前に「電気通信システム」、「伝送交換設備及び設備管理」、「線路設備及び設備管理」、「法規」に科目合格している場合、科目合格の有効期間内であれば、同年4月1日以降も当該科目合格は有効ですか？
- A5 有効です。
- Q6 令和3年3月以前に「専門的能力」に科目合格している場合、同年4月1日以降、どのように扱われますか？
- A6 当該科目合格は無効となります。